



宮崎県公報

平成20年8月28日(木曜日) 第2011号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

規則

- 宮崎県財務規則の一部を改正する規則……………(財政課) 1
- 宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税務課) 1

告示

- 生活保護に基づく施術者の指定……………(国保・援護課) 1
- 青少年に有害な刃物類の指定……………(子ども家庭課) 2
- 道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 2

- 道路の供用の開始(4件)……………(道路保全課) 2
- 屋外広告物講習会の運営に関する事務の委託……………(都市計画課) 3

公告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出(11件)……………(商業支援課) 3
- 土地改良区の清算人の就任の届出……………(農村整備課) 12
- 屋外広告物講習会の開催……………(都市計画課) 12

内水面漁場管理委員会指示

- 漁業法に基づく指示(2件)……………13

正誤

- 平成20年7月16日付け県公報(号外第40号)中……………13

規則

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月二十八日

宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県規則第五十四号

宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則(昭和二十九年宮崎県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「並びに旅費の支出負担行為及び支出命令に関する事」を「旅費、需用費、役務費並びに使用料及び賃借料の支出負担行為及び支出命令に関する事(特に指示した場合を除く。)」に改める。

別表第三本庁会計課の出納員の項中「子ども政策課」を「子ども家庭課」に改め、福祉子どもセンターの出納員の項の次に次のように加える。

県立子ども療育センターの出納員	県立子ども療育センターの金銭分任出納員	県立子ども療育センターに属する使用料、手数料及び利用料の収納に関する事。
-----------------	---------------------	--------------------------------------

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第三項第二号の改正規定は、平成二十年九月一日から施行する。

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月二十八日

宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県規則第五十五号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則(昭和二十九年宮崎県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「第七十四条」を「第八十五条の四」に改める。

別記様式第二百二十五号中

税額 (地方税法第700条の52第2項第1号に該当する場合は、各税額の1/40)	を	税額 (地方税法第700条の52第2項第1号に該当する場合は、各税額の1/40の税額。同項第2号に該当する場合は、各税額の3/4の税額)
---	---	---

に

税額。同項第2号に該当する場合は、各税額の3/4の税額)

る場合は、各税額の3/4の税額。対象鳥獣捕獲員等は各税額の1/2の税額。(※表裏面参照。)

3 ※印欄は、記入しないでください。

3 対象鳥獣捕獲員については市町村長が添付する書面を添付してください。

4 ※印欄は、記入しないでください。

4 職業欄は、「狩猟者登録申請書」の「(6)職業」と一致すること。

4 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、次のいずれかに該当する場合の狩猟税の税額は、地方税法第700条の52第1項の規定にかかわらず、表面に記載した税額に2分の1を乗じた税額とします。

(1) 対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第9条第5項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。)に係る狩猟者の登録

(2) (1)の対象鳥獣捕獲員の登録(以下「軽減税率適用登録」という。)を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について、当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときの当該狩猟者の登録

5 職業欄は、「狩猟者登録申請書」の「(6)職業」と一致すること。

附則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則別記様式第二百二十五号の用紙は、翌分の間、所要の事項を適宜補正して使用する事ができる。

告示

宮崎県告示第649号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成20年8月28日

宮崎県知事 東国原 英夫

名称(名称)	所在地	指定年月日
戸高 一成 (戸高整骨院)	日南市大堂津3丁目12-7	平成20年7月4日
小野 恭一	延岡市無鹿町1丁目2144-	平成20年7月22日

(大阪指圧院) 2

宮崎県告示第 650号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第16条第3項の規定により、青少年に有害な刃物類として次のものを指定した。

平成20年8月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

種 類	形 状、構 造 及 び 機 能	指 定 年 月 日
固定式ナイフ	刃体と柄が直線的かつ不可動的に固定されたナイフのうち、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第17条の規定により測定した刃体の長さ（以下「刃体の長さ」という。）が6センチメートルを超えるものであって、鋭利な切先及び刃先を有し、人体に危害を及ぼすおそれのあるもの（日常生活等で使用される刃物を除く。）	平成20年8月21日
折りたたみ式ナイフ	刃体と柄の結合部の軸を中心として開刃するナイフのうち開刃した刃体を柄と直線に固定させる装置を有するもので、刃体の長さが6センチメートルを超えるものであって、鋭利な切先及び刃先を有し、人体に危害を及ぼすおそれのあるもの（日常生活等で使用される刃物を除く。）	
スライド式ナイフ	通常は柄の内部に刃体が収納され、使用に際し、止め具を外して柄を振ること等により刃体を露出させるナイフのうち、開刃した刃体を柄と直線に固定させる装置を有するもので、刃体の長さが6センチメートルを超えるものであって、鋭利な切先及び刃先を有し、人体に危害を及ぼすおそれのあるもの（日常生活等で使用される刃物を除く。）	
指定理由	人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるため	

宮崎県告示第 651号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年8月28日から平成20年9月11日まで

宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年8月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
210	県道	宇納間 日之影 線	西臼杵郡日 之影町大字 分城字大平 431番5地 先から同郡 同町同大字 同字 434番 11地先まで	旧	5.8 ～ 26.0	330.0
				新	11.9 ～ 39.3	

宮崎県告示第 652号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年8月28日から平成20年9月11日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年8月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
226	県道	土々呂 日向線	日向市大字 平岩字内見 鳥8666番1 地先から同 市同大字字 小松崎 121 31番3地先 まで	旧	8.7 ～ 11.2	12.1
				(移 管区 間)		
				旧	7.6 ～ 29.6	646.3
新	15.0 ～ 44.4	1396.0				

宮崎県告示第 653号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年8月28日から平成20年9月11日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年8月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
210	県道	宇納間 日之影 線	西臼杵郡日 之影町大字 分城字大平	平成20年8月28日

			431番5地 先から同郡 同町同大字 同字 434番 11地先まで	
--	--	--	---	--

宮崎県告示第 654号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 8 月28日から平成20年 9 月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
225	県道	八重原 延岡線	延岡市古城 町 5 丁目12 番 1 地先から 同市同町 5 丁目10番 2 地先まで	平成20年 9 月 1 日

宮崎県告示第 655号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 8 月28日から平成20年 9 月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
225	県道	八重原 延岡線	延岡市小野 町6920番 2 地先から同 市古城町 5 丁目17番 4 地先まで	平成20年 9 月 1 日

宮崎県告示第 656号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 8 月28日から平成20年 9 月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
226	県道	土々呂 日向線	日向市大字 平岩字内見 鳥8666番 1 地先から同 市同大字字 小松崎 121 31番 3 地先 まで	平成20年 8 月29日

宮崎県告示第 657号

宮崎県屋外広告物条例（平成 5 年宮崎県条例第13号）第34条第 2 項の規定により、同条第 1 項に規定する講習会の運営に関する事務を次のとおり委託する。

平成20年 8 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 委託の相手方

宮崎市大字芳士2926番地 1

宮崎県広告美術協同組合

2 委託期間

平成20年 9 月 1 日から平成20年11月30日まで

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年 8 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

日南ショッピングタウン

日南市星倉字渡瀬4599番地 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社キッチン 代表取締役 石井勝範

日南市瀬貝 2 丁目 1 番53号

イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章

福岡県福岡市博多区博多駅南 2 丁目 9 番11号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 松井博史

(変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社キッチン 代表取締役 石井勝範

日南市瀬貝 2 丁目 1 番53号

イオン九州株式会社 代表取締役 松井博史

<p>福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号 (変更後)株式会社キッチン 代表取締役 石井勝範 日南市瀬貝2丁目1番53号 イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号 有限会社三浦食料品店 代表取締役 藤原春吉 日南市岩崎3丁目21番4号 佐土原毅(デザートハウス いちばんち) 日南市吾田東6-4-512</p> <p>4 変更の年月日 (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 平成20年5月9日 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更に係るもの 平成20年5月9日 ② 新規小売業者の出店 平成15年11月11日</p> <p>5 変更する理由 (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 建物設置者の代表者交替のため (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 新規小売業者の出店、小売業者の代表者交替のため</p> <p>6 届出年月日 平成20年7月24日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成20年8月28日から平成21年1月5日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課 (2) 期間 平成20年8月28日から平成21年1月5日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 平成20年8月28日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p>	<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 都城ショッピングセンター 都城市千町4351-2 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社トーア 代表取締役 渡瀬登 都城市早水町4500番地</p> <p>3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)イオン九州株式会社 代表取締役 松井博史 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号 マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄 福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目13番21号 株式会社しまむら 代表取締役 野中正人 埼玉県さいたま市宮原町2丁目19番4号 九州コンビニエンスシステム株式会社 代表取締役社長 岩崎修 熊本県熊本市流通団地2丁目11番地 青山商事株式会社 代表取締役社長 青山理 広島県福山市王子町1丁目3番5号 有限会社サン・プランニング 代表取締役 吉原浩 都城市山田町大字山田2197番地3 (変更後)イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号 マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城政雄 福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目13番21号 株式会社しまむら 代表取締役 野中正人 埼玉県さいたま市宮原町2丁目19番4号 九州コンビニエンスシステム株式会社 代表取締役社長 岩崎修 熊本県熊本市流通団地2丁目11番地 青山商事株式会社 代表取締役社長 青山理 広島県福山市王子町1丁目3番5号 有限会社サン・プランニング 代表取締役 吉原浩 都城市山田町大字山田2197番地3</p> <p>4 変更の年月日 平成20年5月9日</p> <p>5 変更する理由 小売業者の代表者交替のため</p> <p>6 届出年月日 平成20年7月24日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成20年8月28日から平成21年1月5日まで</p>
---	--

<p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課</p> <p>(2) 期間 平成20年8月28日から平成21年1月5日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成20年8月28日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ショッピングプラザピースタウン 宮崎市下北方町平田 903番地 3 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社山形屋ストア 代表取締役 今村紘一 鹿児島県鹿児島市中町10番15号 イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章 福岡県福岡市博多区博多駅南 2 丁目 9 番11号</p> <p>3 変更した事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 松井博史 (変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社山形屋ストア 代表取締役 今村紘一 鹿児島県鹿児島市中町10番15号 イオン九州株式会社 代表取締役 松井博史 福岡県福岡市博多区博多駅南 2 丁目 9 番11号 (変更後) 株式会社山形屋ストア 代表取締役 今村紘一 鹿児島県鹿児島市中町10番15号 イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章 福岡県福岡市博多区博多駅南 2 丁目 9 番11号</p> <p>4 変更の年月日 平成20年5月9日</p> <p>5 変更する理由 建物設置者及び小売業者の代表者交替のため</p> <p>6 届出年月日 平成20年7月24日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p>	<p>(2) 期間 平成20年8月28日から平成21年1月5日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課</p> <p>(2) 期間 平成20年8月28日から平成21年1月5日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成20年8月28日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 くらし館霧島店 宮崎市霧島 1 丁目69番地 1 外 4 筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 有限会社イワマサ商事 代表取締役社長 日高義則 宮崎市祇園 1 丁目75</p> <p>3 変更した事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野 邦雄 福岡県福岡市博多区博多駅東 3 丁目13番21号 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 宮崎市新栄町33番地 (変更後) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城 政雄 福岡県福岡市博多区博多駅東 3 丁目13番21号 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目10番 1 号</p> <p>4 変更の年月日</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更に係るもの 平成20年5月10日</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所の変更に係るもの 平成17年4月18日</p> <p>5 変更する理由 小売業者の代表者交替及び本社移転のため</p> <p>6 届出年月日 平成20年7月24日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所</p>
---	---

<p>宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成20年8月28日から平成21年1月5日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課</p> <p>(2) 期間 平成20年8月28日から平成21年1月5日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p>	<p>6 届出年月日 平成20年7月24日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成20年8月28日から平成21年1月5日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課</p> <p>(2) 期間 平成20年8月28日から平成21年1月5日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p>
<p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成20年8月28日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 東国原 英 夫</p>	<p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成20年8月28日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 東国原 英 夫</p>
<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 クラスター高鍋 児湯郡高鍋町大字北高鍋1366-6 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 大森製材株式会社 代表取締役 大森貞一 児湯郡高鍋町大字北高鍋1404番地</p> <p>3 変更した事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野 邦雄 福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目13番21号 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 宮崎市新栄町33番地 (変更後) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城 政雄 福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目13番21号 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号</p> <p>4 変更の年月日</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更に係るもの 平成20年5月10日</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所の変更に係るもの 平成17年4月18日</p> <p>5 変更する理由 小売業者の代表者交替及び本社移転のため</p>	<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 生活協同組合コープみやざき高鍋店・ドラッグストアモリ高鍋店 児湯郡高鍋町大字北高鍋字中畑田5036 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀 宮崎市瀬頭2丁目10番26号 ナチュラル株式会社 代表取締役 森信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1</p> <p>3 変更した事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (変更前) (仮称)生活協同組合コープみやざき高鍋店 児湯郡高鍋町大字北高鍋字中畑田5036 外 (変更後)生活協同組合コープみやざき高鍋店・ドラッグストアモリ高鍋店 児湯郡高鍋町大字北高鍋字中畑田5036 外</p> <p>(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)生活協同組合コープみやざき 理事長 大久保弘幸 宮崎市瀬頭2丁目10番26号 (変更後)生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀 宮崎市瀬頭2丁目10番26号</p>

<p>ナチュラル株式会社 代表取締役 森信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1</p> <p>(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)生活協同組合コープみやざき 理事長 大久保弘幸 宮崎市瀬頭2丁目10番26号 (変更後)生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀 宮崎市瀬頭2丁目10番26号 ナチュラル株式会社 代表取締役 森信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 その他未定</p>	<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ロックタウン日向 日向市大字日知屋古田町61-1</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ロック開発株式会社 代表取締役社長 羽間和彦 東京都千代田区神田佐久間河岸67</p> <p>3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)ロック開発株式会社 代表取締役 松尾茂和 東京都台東区上野7丁目14番4号 (変更後)ロック開発株式会社 代表取締役社長 羽間和彦 東京都千代田区神田佐久間河岸67</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)イオン九州株式会社 代表取締役 松井博史 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号 株式会社三城 代表取締役 多根裕詞 東京都中央区日本橋室町2丁目4番2号 ジャスコ株式会社 代表取締役 本田進 千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地 株式会社サンリオ 代表取締役 辻信太郎 東京都品川区大崎1丁目6番1号 株式会社さが美 代表取締役 石田敏彦 神奈川県横浜市港南区下永谷6丁目2番11号 株式会社如水庵 代表取締役 森桃次郎 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目24番地10号 株式会社トランドール 代表取締役社長 川村靖敏 福岡県福岡市中央区薬院3丁目11番12号 株式会社テヅカ 代表取締役 手塚剛一 宮崎市港東1丁目7番1号 川名福美 日向市永江3丁目 株式会社熱田本店 代表取締役 熱田喜仁 宮崎市橘通西3丁目9番9号 株式会社ムラカミ 代表取締役 村上裕 大阪府大阪市西成区南津守7丁目13番4号 株式会社金子メガネ 代表取締役 阿萬宗則 日向市原町1丁目1番18号 伊東公博 日向市都町13番7号 株式会社インテリア日向 代表取締役 三宅博 日向市亀崎東1丁目32番地3号 株式会社タツミヤ 代表取締役 曲淵恵美子 東京都八王子市暁町1丁目32番13号 株式会社九州モニター 代表取締役 青山観一 佐賀県佐賀市駅前中央1丁目9番4号 株式会社キリンドウグループ 代表取締役 治田俊夫 日向市中町3番14号 株式会社ミヤコ 代表取締役 淵上和敏 福岡県福岡市早良区城西3丁目21番1号</p>
<p>4 変更の年月日 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 平成21年4月9日 (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成20年6月24日 (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成20年6月24日</p>	
<p>5 変更する理由 建物設置者の代表者変更及び生活協同組合コープみやざき高鍋店とドラッグストアモリ高鍋店の敷地一体化のため</p>	
<p>6 届出年月日 平成20年8月7日</p>	
<p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p>	
<p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成20年8月28日から平成21年1月5日まで</p>	
<p>8 意見書の提出先及び期間</p>	
<p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課</p> <p>(2) 期間 平成20年8月28日から平成21年1月5日まで</p>	
<p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p>	
<p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p>	
<p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p>	
<p>平成20年8月28日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p>	

<p>株式会社コックス 代表取締役 萩原久示 静岡県浜松市鍛冶町 320番地の23号 御沓峰子 日向市本町13番2 株式会社ドラッグイレブン 代表取締役 田原秀幸 福岡県福岡市博多区奈良屋町 4 番15号 株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈 広島県東広島市西条町大字吉行字向 1 番地60号 株式会社明林堂 代表取締役 林義満 大分県別府市山の手町15番15号 外10社 (変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章 福岡県福岡市博多区博多駅南 2 丁目 9 番11号 株式会社西村一新堂 代表取締役 西村一 日向市上町15番 4 号 株式会社コックス 代表取締役 萩原久示 東京都江東区新大橋 1 丁目 8 番11号 株式会社熱田本店 代表取締役 熱田民恵 宮崎市桜ヶ丘町 8 番 7 号 日吉だんご有限会社 代表取締役 日吉廣美 日向市東郷町山陰1007番地 4 株式会社ミヤコ 代表取締役 洲上照弘 福岡県福岡市早良区城西 3 丁目21番 1 号 株式会社ぶーけ 代表取締役 土井素直 福岡県福岡市中央区舞鶴 1 丁目 5 番 6 号 株式会社サンイトミヤ 代表取締役 五嶋義雄 宮崎市橘通東 3 丁目 5 番24号 株式会社ドラッグイレブン 代表取締役 本郷謙 福岡県大野城市川久保 1 丁目 2 番 1 号 株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈 広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番14号 株式会社明林堂書店 代表取締役 林新太郎 大分県別府市山の手町15番15号 他10社</p>	<p>宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成20年8月28日から平成21年1月5日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課 (2) 期間 平成20年8月28日から平成21年1月5日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成20年8月28日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サウスタウンショッピングセンター 日向市財光寺字沖の原 953番 1 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章 福岡県福岡市博多区博多駅南 2 丁目 9 番11号 株式会社永野 代表取締役 永野雄造 宮崎市佐土原町大字下田島9665番地</p> <p>3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 松井博史 福岡県福岡市博多区博多駅南 2 丁目 9 番11号 株式会社永野 代表取締役 永野雄造 宮崎郡佐土原町大字下田島9665番地 (変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章 福岡県福岡市博多区博多駅南 2 丁目 9 番11号 株式会社永野 代表取締役 永野雄造 宮崎市佐土原町大字下田島9665番地 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 松井博史 福岡県福岡市博多区博多駅南 2 丁目 9 番11号 株式会社永野 代表取締役 永野雄造 宮崎郡佐土原町大字下田島9665番地 株式会社ミドリ薬品 代表取締役社長 百崎栄一 鹿児島県鹿児島市東開町 5 番地12 株式会社明林堂書店 代表取締役社長 林新太郎 大分県別府市山の手町15番15号</p>
<p>4 変更の年月日 (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成18年5月26日 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成20年5月9日</p> <p>5 変更する理由 (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 建物設置者の代表者交替及び住所変更のため (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 小売業者入れ替えのため</p> <p>6 届出年月日 平成20年7月24日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、</p>	

<p>株式会社キタムラ 代表取締役社長 武川泉 神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目4番1号 株式会社ヨネザワ 代表取締役 米澤房朝 熊本県熊本市水前寺6丁目1番38号 株式会社ユアーズコメヤ 代表取締役 河野正則 延岡市中央通1丁目4番5号 (変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号 株式会社永野 代表取締役 永野雄造 宮崎市佐土原町大字下田島9665番地 株式会社ミドリ薬品 代表取締役社長 百崎文弘 鹿児島県鹿児島市東開町5番地12 株式会社明林堂書店 代表取締役社長 林新太郎 大分県別府市山の手町15番15号 株式会社キタムラ 代表取締役社長 武川泉 神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目4番1号 株式会社ヨネザワ 代表取締役 米澤房朝 熊本県熊本市水前寺6丁目1番38号 株式会社ユアーズコメヤ 代表取締役 河野正則 延岡市中央通1丁目4番5号</p>	<p>環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 平成20年8月28日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 高鍋ショッピングセンター 児湯郡高鍋町大字北高鍋字権現前2100番地の31 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号</p> <p>3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 松井博史 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号 (変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 松井博史 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号 株式会社永野 代表取締役 永野雄造 宮崎郡佐土原町大字下田島9665番地 (変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号 株式会社永野 代表取締役 永野雄造 宮崎市佐土原町大字下田島9665番地</p>
<p>4 変更の年月日 平成20年5月9日</p>	<p>4 変更の年月日 (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成20年5月9日</p>
<p>5 変更する理由 (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 建物設置者の代表者交替及び住所変更のため (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 小売業者の代表者交替及び住所変更のため</p>	<p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ① 代表者の変更に係るもの 平成20年5月9日 ② 住所変更に係るもの 平成18年1月1日</p>
<p>6 届出年月日 平成20年7月24日</p>	<p>5 変更する理由 (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 建物設置者の代表者交替のため</p>
<p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成20年8月28日から平成21年1月5日まで</p>	<p>6 届出年月日 平成20年7月24日</p>
<p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課 (2) 期間 平成20年8月28日から平成21年1月5日まで</p>	<p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間</p>
<p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p>	<p>8 届出年月日 平成20年7月24日</p>
<p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活</p>	<p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活</p>

平成20年8月28日から平成21年1月5日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間
平成20年8月28日から平成21年1月5日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年8月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
延岡ニューシティー
延岡市旭町2丁目2番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章
福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 松井博史
(変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 松井博史
福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号
ジャスフォート株式会社 代表取締役 本田進
千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地
株式会社三城 代表取締役 多根裕詞
東京都中央区日本橋室町2丁目4番2号
株式会社三貴 代表取締役 木村和巨
東京都豊島区東池袋3丁目4番3号
株式会社鈴丹 代表取締役 伊佐治博
愛知県名古屋市昭和区広路通2丁目5番地
株式会社トランドール 代表取締役 川村靖敏
福岡県福岡市中央区薬院3丁目11番12号
株式会社さが美 代表取締役 石田敏彦
神奈川県横浜市港南区下永谷6丁目2番11号
株式会社お茶の山口園 代表取締役 山口幸敏
長崎県長崎市文教区8番2号
株式会社ムラカミ 代表取締役 村上裕
大阪府大阪市西成区南津守7丁目13番4号
株式会社児玉敏春
延岡市春日町3丁目4番7号
合資会社瀬戸食品 代表取締役 瀬戸昭雄

- 熊本県人吉市願成寺町下浦田1411番地の3
有限会社エム・ケイ企画 代表取締役 佐々木熊雄
北海道札幌市南区澄川四条9丁目10番30号
株式会社グリーンハウスフーズ 代表取締役 田沼千秋
東京都新宿区西新宿3丁目7番1号新宿パークタワー9F
株式会社オッジインターナショナル 代表取締役 西垣龍明
大阪府大阪市中央区南船場3丁目3番21号
株式会社神奈川くまざわ書店 代表取締役 熊沢真
東京都八王子市八日町1丁目1番1号
他14社
- (変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章
福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号
株式会社オッジインターナショナル 代表取締役 安井武昌
大阪府大阪市中央区備後町3丁目1番6号
有限会社エム・ケイ企画 代表取締役 栗山誠
北海道札幌市中央区北二条東1丁目2番5号
株式会社ツバサケース 代表取締役 村上健
大阪府大阪市西成区南津守7丁目13番4号
株式会社鈴丹 代表取締役 小林史生
愛知県名古屋市中区昭和区広路通2丁目5番地
有限会社エフワン小野 代表取締役 小野恵子
延岡市山下町2丁目4番3号
株式会社お茶の山口園 代表取締役 山口幸敏
長崎県長崎市文教区8番2号
株式会社三城 代表取締役 多根裕詞
東京都中央区銀座2丁目7番17号
株式会社三貴 代表取締役 木村和巨
東京都文京区向丘1丁目16番24号
株式会社さが美 代表取締役 石田敏彦
東京都港区港南4丁目1番8号
株式会社トランドール 代表取締役 川村靖敏
福岡県福岡市東区千早4丁目92番24号
株式会社ピーターパンコモコ 代表取締役 浦邊正記
東京都新宿区新宿2丁目3番10号
株式会社神奈川くまざわ書店 代表取締役 熊沢健
東京都八王子市八日町1番11号
株式会社ソノヤ 代表取締役 山下利明
大分県中津市新博多町1723番地の1
株式会社中島スポーツ 代表取締役 中島宏一郎
延岡市安賀多町2丁目5番8号
株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久
福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地1号
株式会社イーストボーイ 代表取締役 小林孝是
東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目8番3号
他15社

4 変更の年月日

<p>平成20年5月9日</p> <p>5 変更する理由</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 建物設置者の代表者交替のため</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 小売業者入れ替えのため</p> <p>6 届出年月日 平成20年7月24日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成20年8月28日から平成21年1月5日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課</p> <p>(2) 期間 平成20年8月28日から平成21年1月5日まで</p> <p>9 意見書の記載事項</p> <p>意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成20年8月28日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン都城ショッピングセンター 都城市早鈴町1990番地</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号</p> <p>3 変更した事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 松井博史 (変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 松井博史 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号 ジャスフォート株式会社 代表取締役 本田進 千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地 株式会社東京デリカ 代表取締役 木山茂年</p>	<p>東京都葛飾区新小岩1丁目48番1号 株式会社オンワード樫山 代表取締役 廣内武 東京都中央区日本橋3丁目10番5号 株式会社ジェイテックス 代表取締役 笠原造 東京都目黒区青葉台2丁目21番6号 薩摩園鎌田茶業株式会社 代表取締役 鎌田博文 都城市今町7513番地</p> <p>此本榮 都城市北原町1番地24 株式会社たけうち 代表取締役 竹内實 京都府京都市下京区烏丸通仏光寺下ル大政所町678番地2 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 代表取締役 菊池敬一 愛知県愛知郡長久手町長配2番1313号 株式会社音の岩泉 代表取締役 栗山文四郎 北海道札幌市東区北二五条東14丁目3番8号 株式会社コックス 代表取締役 萩原久示 静岡県浜松市鍛冶町320番地の23号 ヒューズ有限会社 代表取締役 鶴丸秀治 鹿児島県鹿屋市本町3番10号 株式会社大庭 代表取締役 大庭赤子 福岡県甘木市大字甘木319番地6号 株式会社キング 代表取締役 山田幸雄 大阪府吹田市豊津町1番7号 株式会社ナイガイ 代表取締役 日高滋 東京都千代田区内神田1丁目13番5号 株式会社多津屋 代表取締役 松田祥吾 長崎県長崎市古川町5番21号 株式会社ニューステップ 代表取締役 高田覚司 東京都中央区新川1丁目22番15号 アイメディア株式会社 代表取締役 米又和幸 広島県広島市東区光町1丁目10番19号 愛眼株式会社 代表取締役 下條千一 大阪府大阪市天王寺区大道4丁目9番12号 有限会社都城金海堂 代表取締役 中村亮介 都城市上町6番8号 他8社</p> <p>(変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号 スナップス販売株式会社 代表取締役 成岡富士夫 千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地 株式会社ニューステップ 代表取締役 岩田愛一郎 東京都中央区新川1丁目22番15号 株式会社コックス 代表取締役 萩原久示 東京都江東区新大橋1丁目8番11号 株式会社キッドラボ 代表取締役 狩谷輝明 大阪府吹田市江坂町5丁目15番1号 愛眼株式会社 代表取締役 佐々栄治 大阪府大阪市天王寺区大道4丁目9番12号 鎌田茶業株式会社 代表取締役 鎌田博文 都城市今町7513番地</p>
--	---

株式会社ザ・クロックハウス 代表取締役 花谷洋二
 東京都新宿区新宿 1 丁目19番10号
 アイメディア株式会社 代表取締役 米又幹光
 広島県広島市東区光町 1 丁目10番19号
 有限会社都城金海堂 代表取締役 中村吉寛
 都城市上町 6 街区 8 号
 株式会社谷呉服店 代表取締役 谷重臣
 福岡県筑紫野市二日市中央 2 丁目 3 番 2 号
 株式会社サンイトミヤ 代表取締役 五嶋義雄
 宮崎市橘通東 3 丁目 5 番 24号
 ヒューズ有限会社 代表取締役 鶴丸秀治
 鹿児島県鹿屋市札元 1 丁目15番28号
 株式会社多津屋 代表取締役 松田祥吾
 長崎県長崎市浜町 4 番 4 号
 株式会社ワールドリビングスタイル 代表取締役 西川信一
 東京都目黒区中目黒 1 丁目 8 番 1 号
 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 代表取締役 菊池敬一
 愛知県愛知郡長久手町大字長湫上鴨田12番地 1
 株式会社オンワードホールディングス 代表取締役 水野健太郎
 東京都中央区日本橋 3 丁目10番 5 号
 株式会社東京デリカ 代表取締役 木山茂年
 東京都葛飾区新小岩 1 丁目48番14号
 株式会社 B A N G C A R D 代表取締役 茶園裕之
 鹿児島県鹿児島市堀江町11丁目 1 番1002号
 株式会社キング 代表取締役 山田幸雄
 京都府京都市下京区東塩小路高倉町 2 番 1 号
 株式会社音の岩泉 代表取締役 栗山誠
 北海道札幌市東区北二五条東14丁目 3 番 8 号
 他 8 社

4 変更の年月日

平成20年 5 月 9 日

5 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
建物設置者の代表者交替のため
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
小売業者入れ替えのため

6 届出年月日

平成20年 7 月24日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成20年 8 月28日から平成21年 1 月 5 日まで

8 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成20年 8 月28日から平成21年 1 月 5 日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第68条第 2 項において準用する同法第18条第16項の規定により、三幸ヶ野土地改良区（串間市）の清算人の就任について次のとおり届出があった。

平成20年 8 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した清算人

氏 名	住 所
安 永 忠 信	串間市大字一氏1368番地 1
松 本 次 雄	串間市大字一氏 864番地 1
竹 下 利 男	串間市大字一氏1376番地
川 崎 敏 大	串間市大字一氏1360番地
深 江 守	串間市大字一氏1517番地
瀬 口 力 雄	串間市大字一氏 874番地
星 田 勇	串間市大字一氏 885番地

宮崎県屋外広告物条例（平成 5 年宮崎県条例第13号）第34条第 1 項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成20年 8 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 開催の日時

平成20年11月 7 日（金曜日）午前10時から午後 5 時まで

2 開催の場所

宮崎市旭 1 丁目 2 番 2 号
宮崎県企業局庁舎 1 階県電ホール

3 講習科目

- (1) 広告物等に関する法令
- (2) 広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の方法に関する事項
- (3) 広告物等の施工に関する事項

4 受講の手続

講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書に額面金額 2,200円の宮崎県収入証紙（消印しないもの）と写真（縦 5 センチメートル、横 4 センチメートル）をはり、宮崎県広告美術協同組合（郵便番号 880-0123 宮崎市大字芳士2926番地 1）に提出すること。

5 受付期間

平成20年9月1日から平成20年11月5日まで

6 その他

詳細については、宮崎県県土整備部都市計画課（電話0985（26）7191）又は宮崎県広告美術協同組合（電話0985（39）7943）に問い合わせること。

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 113号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、内水面共同漁業権第 4 号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業の操業について、次のとおり指示する。

平成20年8月28日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

(定義)

1 この指示において「やな」とは、竹、石、木等を利用し、さく河魚類（あゆを含む。）の通路を遮断して水産動植物を採捕する漁具漁法で、遮断部である堰と魚捕り部である棚とにより構成されるものをいう。

(漁場及び統数制限)

2 内水面共同漁業権第 4 号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業（以下「あゆやな漁業」という。）を操業できる漁場は、次に掲げる漁場で各1統とする。

ア 延岡市大貫町 大貫地先

イ 延岡市岡元町 岡元地先

ウ 延岡市北方町 川水流地先

(操業期間)

3 あゆやな漁業の操業期間は、平成20年10月1日以降落簀を設置した日から連続する50日間とする。

(増殖義務)

4 漁業権者は、別途指示する第 5 種共同漁業権に係る増殖指示量とは別に、やな 1 統当たり、原則としてあゆ 1,000キログラムを放流しなければならない。ただし、必ず 500キログラムは放流することとし、残りの 500キログラムの放流については、漁業権者が可能な限り達成に向けて努めることとする。

なお、放流サイズは、あゆ種苗 1 尾当たり 3 グラムから 7 グラムとする。

(実績報告等の義務)

5 漁業権者は、操業期間中は10日ごとに操業実績報告書を提出するとともに、平成21年6月30日までに本指示に基づくあゆの放流に関する実績報告書、並びに漁業権行使料の積算内訳書を提出しなければならない。

(指示の有効期間)

6 この指示の有効期間は、平成20年8月28日から平成21年6月30日までとする。

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 114号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、内水面におけるかごを使用しての水産動植物の採捕について、次のとおり指示する。

平成20年8月28日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

1 かごの使用制限

使用できるかごの数は、1人3個以内とする。

2 採捕禁止期間

毎年1月1日から6月30日まで及び12月1日から12月31日まで

3 採捕時間

日没から日の出まで

4 指示の適用除外

次に掲げる場合は、この指示は適用しない。

ア 宮崎県内水面漁業調整規則（昭和39年宮崎県規則第24号。以下「規則」という。）第33条第 1 項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で使用する場合

イ 規則第25条第 1 項に定められた水産動物の駆除のため宮崎県内水面漁場管理委員会の承認を受け使用する場合

5 指示の有効期間

平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

正 誤

正誤表

ク	誤	正
1	上	上